

【指導課】

<p>共通（２）委託契約について 委託料の内容について、きめ細かい精査や委託先と対等に交渉ができるよう、専門的技術、原価計算や法律解釈などについての知識及び交渉能力を身につけた実務能力の高い職員を育成し、安易な委託の防止や委託コストの合理的圧縮など、より無駄のない委託コストの実現に積極的に取り組むこと。【改善事項】</p>	<p>【 継続努力 】 平成 27 年 8 月 10 日 委託料の内容についての精査や委託先との対等な交渉について、法律解釈など専門的な知見並びに実務能力の高い教育総務課の職員等に相談し、助言を得ることで、安易な委託の防止や委託コストの合理的圧縮など、より無駄のない委託コストの実現に努めている。</p>
<p>共通（３）労務管理の徹底と時間外勤務の縮減について ア 時間外勤務が恒常化しており、年間 360 時間を超える職員が多く見受けられた。所属長は、職員の健康管理の面から、時間外勤務は本来縮減すべきものであることを強く意識して、業務管理を行うこと。また、特定の職員に業務が集中しないよう、係間での応援体制や事務分担の適正化、平準化を図るとともに、工夫を凝らして業務の効率化、省力化を進め、時間外勤務を縮減すること。【改善事項】</p>	<p>【 継続努力 】 平成 28 年 2 月 10 日 委託料の内容についての精査や委託先との対等な交渉について、法律解釈など専門的な知見並びに実務能力の高い教育総務課の職員等に相談し、助言を得ることで、発注数の見直しを行い、安易な委託の防止や委託コストの合理的圧縮など、より無駄のない委託コストの実現に努めている。</p>
	<p>【 継続努力 】 平成 27 年 8 月 10 日 非効率な業務の洗い出し及びその是正に努めている。具体的には、各学校への発送文書や研修会資料の精選を図り、事務量の効率化を図る。また、各校への指導のため、庁舎外での業務が増える時期には、複数担当体制機能の徹底に努めている。さらに課内会議では、管理職からの指示・訓話等により意識改革を図るとともに、時間外勤務の多い職員との懇談を行い、効率的な職務遂行に向けたアドバイスをを行い、業務の効率化及び時間外勤務の縮減に努めている。 年間 360 時間以上の職員が平成 25 年度 4 人から平成 26 年度 0 人に減少した。</p>
	<p>【 継続努力 】 平成 28 年 2 月 10 日 非効率な業務の洗い出し及びその是正に努めている。具体的には、各学校への発送文書や研修会資料の精選を図り、事務量の効率化を図る。また、各校への指導のため、庁舎外での業務が増える時期には、複数担当体制機能の徹底に努めている。さらに課内会議では、管理職からの指示・訓話等により意識改革を図るとともに、時間外勤務の多い職員との懇談を行い、効率的な職務遂行に向けたアドバイスをを行い、業務の効率化及び時間外勤務の縮減に努めている。 年間 360 時間以上の職員が平成 25 年度 4 人から平成 26 年度 0 人に減少した。上半期は学校教育ビジョン等の策定業務があり、課内において昨年度比 244 時間増であるため、業務の相互支援等の連携を図り、平成 27 年度も 0 人を目指している。</p>

<p>共通（４）主要事業の目標設定と評価について 業務棚卸表は組織の任務目的を明確にし、目的達成に必要な基本的な手段を記述したもので、成果・活動指標の目標年度、目標値を設定し、その達成度によって手段の有効性等の評価を行うものである。しかし、目標値の設定にあたり客観性に欠けると思われるものが見受けられる。目標値の達成を図るため、職員一人ひとりの具体的な取組が反映される項目を所属としての目標として設定すること。併せて、目標とした根拠や目標値の計算基礎を明確にすること。【改善事項】</p>	<p>【 継続努力 】 平成２７年 ８月１０日 職員一人ひとりの具体的な取組が反映される項目を所属としての目標として平成２８年度は設定するよう努める。また、目標とした根拠や目標値の計算基礎を明確にし、より妥当性・客観性のある目標値の設定に努める。</p>
<p>共通（５）内部事務管理について 所属長は、「定められたルールに基づいた事務執行」や「上位職による牽制やサポート」の重要性を職員に意識づけし、日常的に確認すべき事項の定型化による業務精度の向上、上位職によるダブルチェックを行うなど、内部事務管理の改善を図るとともに、組織としてのマネジメントを徹底すること。【改善事項】</p>	<p>【 継続努力 】 平成２８年 ２月１０日 平成２８年度を初年度とする第３次四日市市学校教育ビジョンに基づき、職員一人ひとりの具体的な取組が反映される項目を所属としての目標として平成２８年度は設定するよう努める。また、目標とした根拠や目標値の計算基礎を明確にし、より妥当性・客観性のある目標値の設定に努める。</p>
<p>共通（７）学校づくりビジョンについて 各学校において、学校づくりビジョンを策定しているが、業務執行上懸案となっている事項として、「生徒の実態において、学力・自己有用感・達成感・社会への関心等の低さ」をあげている学校がある。他の学校でも共通した課題と思われることから、各学校における具体的な課題を十分に把握した上で予算配分を行い、学校づくりビジョンの達成に向けて、新しい取組みなどより有効的に達成できるよう、さらに効果的な支援を行うこと。【改善事項】</p>	<p>【 継続努力 】 平成２７年 ８月１０日 「定められたルールに基づいた事務執行」の重要性について、課内会議での管理職からの指示・訓話等により職員への意識化を図っている。経験年数の浅い指導主事には、課付主幹や主事などから事務執行についてのサポートをすることで、業務精度の向上を図っている。また、日常的に上位職によるダブルチェックを行うことで、内部事務管理の改善及び組織としてのマネジメントの徹底を図る。</p>
	<p>【 継続努力 】 平成２８年 ２月１０日 「定められたルールに基づいた事務執行」の重要性について、課内会議での管理職からの指示・訓話等により職員への意識化を図ってきた。経験年数の浅い指導主事には、課付主幹や主事などから事務執行についてのサポートをすることで、業務精度の向上が見られた。また、今後も日常的に上位職によるダブルチェックを行うことで、内部事務管理の改善及び組織としてのマネジメントの徹底を図る。</p>
	<p>【 検討中 】 平成２７年 ８月１０日 各学校における具体的な課題を十分に把握し、学校づくりビジョンの達成に向けて効果的な支援ができるよう次年度の予算配分について尽力したい。</p>
	<p>【 継続努力 】 平成２８年 ２月１０日 各学校で策定中の平成２８年度以降の学校づくりビジョンのヒアリングを実施し、各校の成果と課題を十分に把握し、学校づくりビジョンの達成に向けて効果的な支援ができるよう次年度の予算配分について尽力している。</p>

<p>(1) 委託契約について                  学校図書館いきいき推進事業において、業務委託で図書館司書を全小中学校へ派遣しているが、業務内容や履行確認のチェックポイントを改めて明確にし、業務の維持向上を図ること。【改善事項】</p>	<p>【 検討中 】 平成27年 8月10日                  学校図書館いきいき推進事業にて各小中学校に派遣している図書館司書の業務内容や履行については、確認のチェックポイントを検討し、業務の維持向上に努めたい。</p> <p>【 継続努力 】 平成28年 2月10日                  学校図書館いきいき推進事業にて各小中学校に派遣している図書館司書の業務内容や履行については、月間業務報告書の教科利用時限数や図書室利用の様子等に記載された内容を確認し、業務の維持向上に努める。また、各校での図書館活用の活性化に向けて、平成28年度の派遣方法についても経験年数の浅い司書を支援する体制面において改善を図った。</p>
<p>(2) 学びの一体化推進事業について                  ア 中学校区で幼稚園・保育園・小学校、中学校が連携を密にし、一貫性・系統性のある教育を推進する「学びの一体化」に取り組んでいる。平成24年度から全22中学校区で実施しているが、当初は一部を指定して実施してきた。当初から取り組んできた学校とそうでない学校の差異を比較分析し、事業の成果を見極め今後の展開にむすびつけること。【改善事項】</p>	<p>【 検討中 】 平成27年 8月10日                  これまでの各中学校区の取組を比較分析することで、一貫性・系統性のある教育の推進に有効である事例を抽出し、今後の「学びの一体化」の一層の推進に結びつけたい。</p> <p>【 継続努力 】 平成28年 2月10日                  これまでの各中学校区の取組みを比較分析することで、一貫性・系統性のある教育の推進に有効である事例を抽出し、今後の「学びの一体化」の一層の推進に結びつけていく。また、指定校区でなかった校区の取組みについて、平成27年度から平成29年度の3年間で、「学びの一体化」担当者研修会において発表し、事業の成果を見極めていく。</p>
<p>イ 「学びの一体化」の理念や目的が学校現場に十分に浸透していない。現場との共通認識を図るよう、事業のあり方を改めて見直すこと。【改善事項】</p>	<p>【 継続努力 】 平成27年 8月10日                  年3回の各保幼小中学校の担当者研修会を実施する中で、また、実践事例発表校区への指導主事の派遣などにより、「学びの一体化」の理念や目的の学校現場との共通認識を図っている。また、「学びの一体化」の取組を基盤とした実践研究推進校区の研究（27～28年度）の成果と課題を分析し、一層の推進に向けた方向性を明示したい。</p> <p>【 継続努力 】 平成28年 2月10日                  年3回の各保幼小中学校の担当者研修会を実施する中で、また、実践事例発表校区への指導主事の派遣などにより、「学びの一体化」の理念や目的の学校現場との共通認識を図っている。また、「学びの一体化」の取組を基盤とした実践研究推進校区の研究（27～28年度）の成果と課題を分析し、一層の推進に向けた方向性を明示する。また、実践研究推進校区は、平成28年1月に公開研究授業を実施し、全市に調査・研究の成果等を中間報告として、普及を図った。</p>

<p>ウ 推進協力校区において、全国学力・学習状況調査や到達度検査（CRT）の結果分析を行っているが、検査実施後のフォローアップが必要である。「学びの一体化」として取り組んでいる授業改善や交流指導など事業の効果がすべての児童・生徒に行き渡るよう取組みに努めること。 【要望事項】</p>	<p>【 継続努力 】 平成27年 8月10日 全国学力・学習状況調査や到達度検査（CRT）の結果分析及び授業改善や交流指導などの好事例について、「学びの一体化」担当者研修会で紹介することで全市への普及を図っている。全国学力・学習状況調査や到達度検査（CRT）の結果分析後の授業改善などについては、指導主事を校内研修会に派遣し、指導・助言することでのフォローアップに努めている。</p>
	<p>【 継続努力 】 平成28年 2月10日 全国学力・学習状況調査や到達度検査（CRT）の結果分析及び授業改善や交流指導などの好事例について、「学びの一体化」担当者研修会で紹介することやリーフレットを全教員に配付することで全市への普及を図っている。全国学力・学習状況調査や到達度検査（CRT）の結果分析後の授業改善などについては、指導主事を校内研修会に派遣し、指導・助言することでのフォローアップに努めている。</p>
<p>(3) 自然教室事業について 四日市市少年自然の家において自然教室を実施し、体験活動をしているが、児童・生徒が各学校の校内や周辺にある身近な自然に触れる機会を増やすよう取り組むこと。【改善事項】</p>	<p>【 継続努力 】 平成27年 8月10日 各学校の校内や周辺にある身近な自然を活用することで、児童・生徒が自然との共生や多様性の視点での学習を積極的に教育計画に組み込むよう指導・助言に努める。</p>
	<p>【 継続努力 】 平成28年 2月10日 各学校の校内や周辺にある身近な自然を活用することで、児童・生徒が自然との共生や多様性の視点での学習を積極的に教育計画に組み込むよう、今後も指導・助言に努める。小学校低中学年ではあるが、校内の樹木の観察等を行う学校がある。</p>
<p>(4) スクールカウンセラーについて ア 平成25年度から臨床心理士をスクールカウンセラーとして全小中学校に配置し、約1万件の相談実績となっている。平成26年度においても相談は増加傾向にあり、体制を充実させた。専門的な立場からのカウンセリングと教職員によるきめ細やかな相談・指導により、児童・生徒の心の問題の解決に取り組むこと。【要望事項】</p>	<p>【 継続努力 】 平成27年 8月10日 今後も臨床心理士の資格をもつスクールカウンセラーの全小中学校への配置の継続に努めるとともに、教職員がスクールカウンセラーと連携し、きめ細やかな相談体制づくりを進め、児童・生徒の心の問題の解決への取り組みの充実を図っている。</p>
	<p>【 継続努力 】 平成28年 2月10日 今後も臨床心理士の資格をもつスクールカウンセラーの全小中学校への配置の継続に努めるとともに、教職員がスクールカウンセラーと連携し、きめ細やかな相談ができるような体制づくりを進めている。その結果、不登校傾向の児童・生徒の心に寄り添い、別室登校から教室へ登校できるようになるなどの効果が見受けられた。今後も児童・生徒の心の問題の解決への取り組みの充実を図っていく。</p>

<p>イ スクールカウンセラー報酬費の支出について、業務報告書の勤務状況を学校長印で訂正していた事例が見受けられた。業務報告書はカウンセラーが記載するものであり、カウンセラーが訂正印を押すように改めること。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成26年12月12日 スクールカウンセラーの業務報告書の勤務状況を学校長印で訂正していた事例については、カウンセラーが訂正印を押すよう当該校長に指導した。</p>
<p>(5) コミュニティスクールの充実について 平成25年度実績で市内14小中学校を四日市版コミュニティスクールとして指定し、学校・家庭・地域と協働した開かれた学校づくりを推進している。教職員が地域に出向いて、地域事情を知って、はじめて学校・家庭・地域の一体感が醸成されることを認識し、地域とともに、学校づくりに努めること。【要望事項】</p>	<p>【検討中】 平成27年 8月10日 学校・家庭・地域と協働した開かれた学校づくりの一層の推進のためには、教職員が地域に出向き、地域事情を知ることは大切なことであり、四日市版コミュニティスクール指定校の取組みの中から好事例の紹介などを行い、啓発に努める。</p> <p>【継続努力】 平成28年 2月10日 学校・家庭・地域と協働した開かれた学校づくりの一層の推進のためには、教職員が地域に出向き、地域事情を知ることは大切なことであり、四日市版コミュニティスクール指定校の取組みの中から好事例の紹介などを行い、啓発に努めている。今年度は八郷小学校の長年の取組みが認められ、文部科学大臣表彰を受けた。</p>
<p>(6) Q-U調査について 児童・生徒の満足度や意欲等を診断するQ-U調査において、不登校リスク群調査を本市独自に実施している。事例検討での議論を通して、課題解決の方策を見出し、積極的に取り組むこと。【要望事項】</p>	<p>【検討中】 平成27年 8月10日 不登校事例についての検討および課題解決を図るために、Q-U調査結果と不登校リスク群調査を活用する方法について、教育委員会が各学校に指導・助言をすすめていく。</p> <p>【継続努力】 平成28年 2月10日 不登校事例についての検討および課題解決を図るために、Q-U調査結果と不登校リスク群調査を活用する方法について、教育委員会が各学校に指導・助言をすすめている。</p>
<p>(7) 学校における時間外勤務について 小中学校においても教育相談、生徒指導や家庭訪問等により時間外勤務が恒常化している状況が見受けられる。指導課が主導して縮減に向けて取り組むこと。【改善事項】</p>	<p>【継続努力】 平成27年 8月10日 問題行動等が発生し、事後対応に追われることで生徒指導や家庭訪問等により、時間外勤務が増大してしまうことから、指導課が主導して未然防止に向け、きめ細かな対応について指導・助言することで時間外勤務の縮減を図っている。</p> <p>【継続努力】 平成28年 2月10日 問題行動等が発生し、事後対応に追われることで生徒指導や家庭訪問等により、時間外勤務が増大してしまうことから、指導課が主導して未然防止に向け、きめ細かな対応について指導・助言することで時間外勤務の縮減を今後も図っていく。また、日常的な業務に直結する各種調査については、教育委員会事務局で回答できる事項等の精査を行っている。</p>

【教育支援課】

<p>共通（２）委託契約について 委託料の内容について、きめ細かい精査や委託先と対等に交渉ができるよう、専門的技術、原価計算や法律解釈などについての知識及び交渉能力を身につけた実務能力の高い職員を育成し、安易な委託の防止や委託コストの合理的圧縮など、より無駄のない委託コストの実現に積極的に取り組むこと。【改善事項】</p>	<p>【 継続努力 】 平成２７年 ８月１０日 委託料の内容について、毎年、再度確認を行っているが、きめ細かい精査や委託先と対等に交渉ができるよう、知識及び交渉能力を身につけた人材の養成について研修機会の積極的な活用を図っていく。</p> <p>【 措置済 】 平成２８年 ２月 １日 委託料の内容について、複数の職員で詳細に精査し、作業報告書の業務内容と所要時間の不明な点の再確認や説明請求、修正の要求を行った。また、安易な委託業務を防止するため、各学校の教職員で対応可能な手順を示すなど、コスト削減に努めた。また、委託料や内容に関する実務に取り組む中で、適正な判断と指摘ができるような人材育成に取り組んだ。</p>
<p>共通（４）主要事業の目標設定と評価について 業務棚卸表は組織の任務目的を明確にし、目的達成に必要な基本的な手段を記述したもので、成果・活動指標の目標年度、目標値を設定し、その達成度によって手段の有効性等の評価を行うものである。しかし、目標値の設定にあたり客観性に欠けると思われるものが見受けられる。目標値の達成を図るため、職員一人ひとりの具体的な取組が反映される項目を所属としての目標として設定すること。併せて、目標とした根拠や目標値の計算基礎を明確にすること。【改善事項】</p>	<p>【 措置済 】 平成２７年 ３月２７日 業務棚卸表の成果・活動指標の目標値設定にあたり、過去の具体的な取り組みと目標値及び達成度を分析し、相談支援ファイルを活用した回数（年間一人あたり）の目標値を見直した。（H25-2.5、H26-4.0）</p>
<p>共通（５）内部事務管理について 所属長は、「定められたルールに基づいた事務執行」や「上位職による牽制やサポート」の重要性を職員に意識づけし、日常的に確認すべき事項の定型化による業務精度の向上、上位職によるダブルチェックを行うなど、内部事務管理の改善を図るとともに、組織としてのマネジメントを徹底すること。【改善事項】</p>	<p>【 措置済 】 平成２７年 ３月２７日 公文書として不適切な起案文書や事務処理のミス等を発見した際に、該当職員へ指導するとともに、課内職員に対しても注意を喚起し、同様のミスの再発防止に努めている。また、決裁文書の承認をする全ての職員に対してはチェックが形骸化しないよう注意喚起し、複数での内部事務管理の徹底に努めている。</p>
<p>共通（７）学校づくりビジョンについて 各学校において、学校づくりビジョンを策定しているが、業務執行上懸案となっている事項として、「生徒の実態において、学力・自己有用感・達成感・社会への関心等の低さ」をあげている学校がある。他の学校でも共通した課題と思われることから、各学校における具体的な課題を十分に把握した上で予算配分を行い、学校づくりビジョンの達成に向けて、新しい取組みなどより有効的に達成できるよう、さらに効果的な支援を行うこと。【改善事項】</p>	<p>【 措置済 】 平成２７年 ３月２７日 各学校における課題を学校づくりビジョンや学校評価等により把握したうえで、取り組む事業等について検討した。特に学力向上については喫緊の課題であるため、「学力向上・授業づくり研修」等について重点的に実施するなど、教員の資質・能力の向上についての支援を行った。</p>

<p>(1) 重要物品について 取得後20数年経過した映写機をここ数年は使用していない。品質の確認や今後使用する見込みがあるかを判断し、使用する見込みがなければ適切な事務処理を行うこと。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成27年 3月27日 映写機については取得後20数年経過し、修理部品の提供期間も過ぎている。しかし、使用可能なフィルム資源もあるため、少なくとも3年は継続保有する。</p>
<p>(2) 教職員の資質・能力向上について ア 教師力の向上を図るため、教師力サポートブック「教師力向上研修」を活用した取り組みが行われている。各種研修の自己評価の結果は、内容を分析し今後の研修に反映させること。併せて、教師一人ひとりが向上心を持てるよう支援すること。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成27年 3月27日 教職員研修の評価は、研修受講後の満足度、理解度、授業への活用度の3つの視点から調査・分析を実施し、教員一人ひとりが意欲的に自己研鑽に取り組めるよう、次年度のライフステージに応じた研修計画に反映させた。</p>
<p>イ 授業に対し、子どもに興味をもたせるにはどうしたらよいか、いろいろと視点を変えて実践することで教師力向上につながる。授業の中で多面的な見方ができるよう支援し、教師力向上に努めること。【要望事項】</p>	<p>【措置済】 平成27年 3月27日 企業連携・JAXA連携研修や社会研修、アカデミック研修など、教師としての専門性を高めるだけでなく、視野を広げ、人間性を磨いていくことができる研修プログラムの内容改善を図った。</p>
<p>ウ 特別支援教育については、各校に特別支援担当1名を設け、臨床心理士による小学校巡回やスーパーアドバイザーによる中学校巡回教育相談などの取組みが行われている。また、特別支援教育指導者の養成講座を実施して、専門知識の習得に努めている。特別支援を必要とする子どもが増加傾向にあることから、学校全体が特別支援教育に対する理解を深め、体制の強化を図り、より一層の取組みを行うこと。【要望事項】</p>	<p>【措置済】 平成27年 3月27日 平成26年度は、特別支援教育指導者養成講座の第1期生として、8人が専門研修を受講した。平成27年度は、第1期生の実地研修を継続するとともに、第2期生による養成講座を実施する。また、コーディネーター担当者研修や特別支援学級担任研修並びに校長会を通じて、各学校における特別支援教育の理解を進めた。</p>
<p>(3) 相談支援ファイルの活用について ア 乳幼児期から学校卒業後を見通した「途切れのない支援」の充実を図るため、相談支援ファイルを活用している。相談支援ファイルの活用方法を保護者が十分理解し、より効果的に活用できるように支援すること。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成27年 3月27日 四日市市特別支援教育推進協議会において、平成25年度から、発達段階や障害の状態等に応じた相談窓口及び支援内容を示す「早期からの途切れのない支援のためのガイドブック」を作成・配布し、啓発していくことで支援を行う。</p>
<p>イ 高等学校への進学時に、相談支援ファイルを引き継げるように中学校、高等学校の双方に依頼している。継続した「途切れのない支援」を進めることができるよう、高等学校への引き継ぎの体制を構築すること。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成27年 3月 2日 中学校から高等学校への「相談支援ファイル」の引継ぎを強化していくため、リーフレット「早期からの途切れのない支援のために」に、高等学校における特別な支援を追記した。また、進路指導研修会において、高等学校への進学時に確実に支援の引継ぎを行うことを周知した。</p>

<p>(4) 幼小中のつながり・連携について 「途切れのない支援」を幼稚園、小学校、中学校や関係機関と連携して行っているが、他の自治体では公立、私立の幼稚園や小学校同士の交流を積極的に行っているところもある。これらの自治体を参考にすることなど、幼小中のつながり・連携について検討すること。【要望事項】</p>	<p>【 継続努力 】 平成27年 8月10日 学びの一体化事業を通じて、中学校区を単位とする保育園・幼稚園・小学校・中学校の連携を図っている。また、就学前の幼児については、公立・私立の全保育園・幼稚園を対象に就学相談を実施している。今後も、相談支援ファイルの活用を含め、「途切れのない支援」の充実に努める。</p>
	<p>【 継続努力 】 平成28年 2月10日 学びの一体化事業を通じて、中学校区を単位とする保育園・幼稚園・小学校・中学校の連携を図り、情報を共有している。また、就学前の幼児については、公立・私立の全保育園・幼稚園を対象に就学相談を実施している。今後も、相談支援ファイルの有効な活用を含め、「途切れのない支援」の充実に努める。</p>
<p>(5) ICTの活用について ア コンピュータや電子黒板を活用してコミュニケーションを図り、課題解決や多様な表現手法などの学習環境が整備され、ICTを活用した授業が行われている。LANの危険性など学校のIT環境を再確認するとともに、より一層の活用を図ること。【要望事項】</p>	<p>【 継続努力 】 平成27年 8月10日 ICTを活用した効果的な授業について、学校データベースに実践例を掲載し、広く視聴できるようにした。 今後は、いつでも必要な時に電子黒板等が活用できるようなICT環境の再構築について検討していく。</p>
	<p>【 継続努力 】 平成28年 2月10日 校内LANのフィルタリングの設定について見直しを行った。本市の施策としてすべての教室において授業等で日常的にICTを活用する環境についての検討を行った。今後は具体的な整備計画について検討する必要がある。</p>
<p>イ ICTの活用の仕方が学校によって差があると思われる。活用状況を十分に把握するとともに、ICTを活用した授業の効果を検証すること。【改善事項】</p>	<p>【 継続努力 】 平成27年 8月10日 各学校におけるICT活用状況調査結果を分析し、その結果とともに活用促進について校長会議やICTコーディネーター会議において周知を図った。 今後は、ICTを活用した授業効果のより良い測定の在り方についても検討し、検証に努める。</p>
	<p>【 措置済 】 平成28年 2月10日 ICTの活用に関する研修会の充実や活用推進に関するメールを全教職員に対して配信するなどにより活用推進を図った。これらの結果、前年度活用度の低い学校も含めて、小中学校全体のICT活用時間数が増加した。 また、ICTを活用した授業効果（中学校理科）に関する研究を行った結果、思考・表現が苦手な生徒の表現力、理解度が高まる結果が出た。</p>

<p>ウ 教育情報通信システムの機器リースについては多額の費用を要している。保守点検費や修繕費などの年間トータルコストも把握するとともに、契約書や仕様書の内容を再確認し、費用の妥当性を検証すること。</p> <p>【改善事項】</p>	<p>【 継続努力 】 平成27年 8月10日</p> <p>今後、教育情報通信システムの機器導入時において、契約内容の精査・検討を十分に行い、費用の妥当性について検証するとともに契約の適正化について努める。</p>
	<p>【 措置済 】 平成28年 2月 1日</p> <p>平成28年度の学校図書館システムの更新に関する予算要望の際には現在の契約を見直し、機器とともに設置・設定費等も含めたリース契約であったものを、使用料と委託料等に細分化し、費用の削減に努めた。</p> <p>マイクロソフト社とのソフトウェア使用契約についても、今後のコンピュータ台数や児童・生徒数の変化に対応できるものとし、結果として費用削減を実現した。また、他の契約についても内容の精査・検討を行い、適正化に努めた。</p>

平成26年度 定期監査等の結果（指摘事項）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査及び行政監査
- 2 監査対象 市民文化部（地区市民センター）  
三重地区市民センター、富田地区市民センター、日永地区市民センター、  
内部地区市民センター、下野地区市民センター、保々地区市民センター  
（下野地区市民センター、保々地区市民センターは書面監査）
- 3 監査実施期間 平成26年10月24日
- 4 監査結果報告 平成27年 2月10日

監査の結果（指摘事項）

措置（具体的内容）・対応状況

<p>(1) 支出事務について 次のとおり不適切な事例が見受けられた。不備のない書類の提出を求め、受領時には十分確認するとともに適切な事務処理を行うこと。</p>	
<p>ア 交通費根拠資料の添付漏れ。 【三重地区市民センター】</p>	<p>【措置済】 平成26年10月27日 監査以降、交通費根拠資料について、添付もれや不備のない適切な事務処理を行っている。 指摘のあったものについては、根拠資料を追加して添付した。</p>
<p>イ 履行確認書類の添付漏れ。 【三重地区市民センター】</p>	<p>【措置済】 平成26年10月27日 監査以降、履行確認書類について、添付もれや不備のない適切な事務処理を行っている。 指摘のあったものについては、履行確認の書類を追加して添付した。</p>
<p>ウ 見積書添付による支出負担行為兼支出命令書での処理。 【富田地区市民センター】</p>	<p>【措置済】 平成26年 9月 9日 会計事務の手引きに基づき、見積書を添付する支払については、予算執行伺及び支出負担行為を起こすことを徹底した。</p>
<p>エ 支払遅延。 【富田地区市民センター】</p>	<p>【措置済】 平成26年 9月 9日 請求書受領後、速やかに支払処理を行うこととした。</p>

<p>オ 請求書の日付漏れ。 【下野地区市民センター】</p>	<p>【措置済】 平成26年 9月11日 9月10日の事前調査後は、請求書到着の際、日付記載があることを確認のうえ受領している。また、購入先へは請求書の日付記載は必須である旨を指示している。 指摘を受けた日付の記載がないものについては受領日の日付印を押印した。</p>
<p>(2) 契約事務について 委託業務の見積依頼書において、見積提出期限が記載されていない事例が見受けられた。不備のない適切な事務処理を行うこと。 【日永地区市民センター】</p>	<p>【措置済】 平成26年10月24日 監査日以降実施の委託業務において、見積依頼書の各記入欄に確認のチェックを付けるようにし、記入漏れを防ぐこととした。</p>
<p>(3) 原課契約工事について 原課契約工事発注・監督・検査チェックリストが添付されていない事例が見受けられた。不備のない適切な事務処理を行うこと。 【内部地区市民センター】</p>	<p>【措置済】 平成27年 2月10日 原課契約工事において、「原課契約工事発注・監督・検査マニュアル」に基づき、適正に監督及び工事検査を実施し、チェックリストを工事関係書類に添付することとした。</p>
<p>(4) 文書事務について 次のとおり不適切な事例が見受けられた。不備のない適切な事務処理を行うこと。</p>	<p style="text-align: center;">/</p>
<p>ア 自動車運行日誌における数字の上から重ねての記載訂正。 【三重地区市民センター】</p>	<p>【措置済】 平成26年10月27日 記載を誤った箇所については、運転者が訂正印を押印し適切に処理をした。監査以降は、館長が記載内容の確認を行うとともに四日市市庁用自動車等の管理及び使用に関する規程に基づき不備のない適正な事務処理を行っている。</p>
<p>イ 臨時職員の有給休暇票における修正テープでの字句訂正。 【三重地区市民センター】</p>	<p>【措置済】 平成26年10月27日 修正テープで字句訂正した箇所には、訂正印を押印し適切に処理をした。監査以降は、文書取扱主任である副館長が記載の仕方を含めて内容を確認し、不備のない適正な事務処理を行っている。</p>
<p>ウ 臨時職員の任用関係書類や行政財産目的外使用許可申請書において、申請者による日付が記載漏れの写しを保管していた。 【三重地区市民センター】</p>	<p>【措置済】 平成26年10月27日 すべての指摘箇所については、正当な日付の記入がされた写しを取り寄せ、保管することとした。監査以降は、日付の漏れ等の不備がないように記載内容を十分に確認のうえ事務処理を行っている。</p>
<p>エ 車両台帳における自賠責保険の記載漏れ。 【富田地区市民センター】</p>	<p>【措置済】 平成26年 9月 9日 自賠責保険の記載を直ちに行うとともに、車検を受けた際には、車検証、自賠責保険の保険証のコピーを保管し、車両台帳への記載を行うようにする。</p>